

近江八幡市・安土町 新市基本計画

平成 21 年（2009 年）5 月

近江八幡市・安土町合併協議会

平成 29 年(2017 年)3 月変更 近江八幡市

目 次

1. はじめに	1
(1) 合併の必要性	1
(2) 新市の概況	3
2. 計画策定の方針	8
(1) 計画の趣旨	8
(2) 計画の構成	8
(3) 計画の期間	8
3. 新市のまちづくり基本方針	9
(1) 新市のまちづくりの理念と将来像	9
(2) 新市への期待	9
(3) 基本目標	12
(4) 将来の人口推計	13
(5) 都市構造	14
4. 新市の主要施策	16
(1) 豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます	20
(2) 安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます	24
(3) 一人ひとりが支え合い、心のかような社会を構築します	28
(4) 暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます	32
(5) 創造性が豊かで行動力があり、未来へ通じる「人」を育みます	36
(6) 協働に基づく「地域の経営」の実践により公共サービスを広げます	40
5. 新市における滋賀県事業の推進	42
(1) 滋賀県の役割	42
(2) 新市における主な滋賀県事業	42
6. 公共的施設の配置計画	43
7. 財政計画	44
(1) 歳入	44
(2) 歳出	45
(3) 推計結果	46
(4) 用語の説明(財政計画)	47
8. 用語解説	50

※表紙のイラストは、近江八幡市の木(高木)「さくら」、安土町の木「椿」と両市町の観光、伝統、産業を表しています。

1. はじめに



(1) 合併の必要性

① 近江八幡市と安土町との深い結びつき

近江八幡市と安土町は、安土桃山（織豊）時代から歴史적인つながりの深い地域です。明治以降は同じ蒲生郡内として発展するとともに、現代においても、両市町は行政区画を越えて、買い物や通勤・通学が盛んな日常生活圏を形成しています。

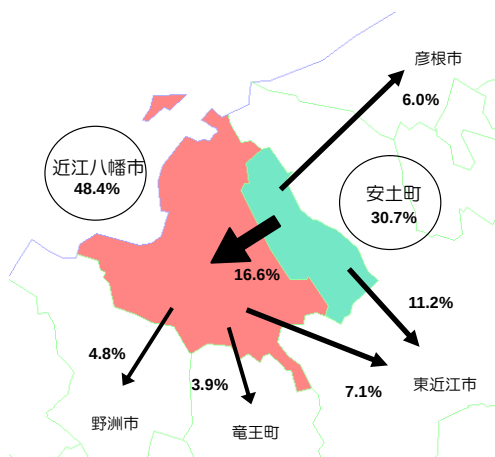
住民生活だけでなく、行政面においても近江八幡市と安土町は、東近江市・日野町・竜王町とともに東近江行政組合を組織し、常備消防や休日急患診療、観光などについて広域行政に取り組んできました。

また、両市町は税務署など他官庁が同一管内であるほか、消防団活動や防犯活動などの安全安心の取り組みを共同で行っています。医療では、地域の中核病院として近江八幡市立総合医療センターが利用されているほか、福祉分野では介護認定審査会の設置や障がい福祉に関する事業を共同で行っています。産業分野では、びわこ揚水土地改良区のように受益地が両市町にまたがっている取り組みもあります。

さらに、平成20年10月30日に両市町にまたがる西の湖が、ラムサール条約の湿地に追加登録されたことにより、環境保全活動についても今後はより一体的な取り組みが期待されます。

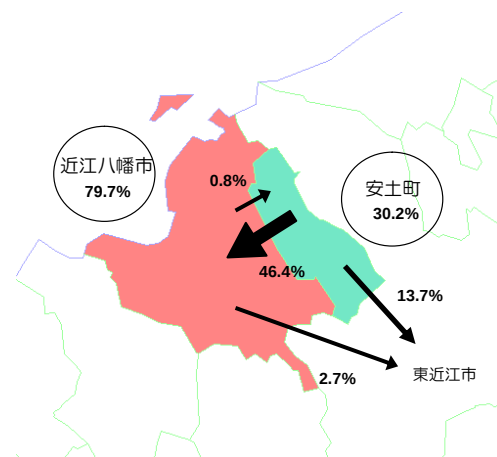
この様に近江八幡市と安土町は、歴史的、日常生活、そして行政的にもすでに連携しており、今後、住民生活の利便性向上の観点からもより一層強固な取り組みが期待されます。

■通勤・通学の流動状況



出典：平成17年国勢調査

■買い物の流動状況



出典：平成18年度消費購買動向調査

*各市町の円内の数値は、自市町内への通勤・通学者の割合、自市町内での買い物の割合を表しています。



② 地方分権時代に地域間競争で選ばれる「地域」への積極的な舵取り

国民生活水準の全体的な向上のために行われてきた全国一律の行政サービスの提供から、地域に根ざした必要な行政サービスの創出に向け地方分権が進展しています。平成12年4月の地方分権一括法の施行に代表されるように、市町村には、自己決定・自己責任の原則のもと、住民に身近な行政サービスの提供について自らの責任で選択し、推進することが求められるようになりました。

また、必要とされる権限を国や県から積極的に受け入れ、行政サービスの向上を図っていく必要があります。一方で地方分権の時代は地域間競争の激しい時代であり、住民の期待に応えうる高度なサービスを提供できるように専門的なノウハウを備えた人材の確保が急務となっています。

そこで、地域課題に応じた政策を自ら立案し、住民に理解を得ながら、的確に推進する組織体制と、自ら選択し推進していく事業を裏付ける財政基盤とを確立し、地域間競争の中で選ばれる「地域」へと発展する方向へ、地域社会が一体となって舵を切る必要があります。

③ あらゆる経営資源を最大限に発揮する地域経営の展開

少子高齢化や高度情報化、国際化などの社会情勢の変化にともない、市町村行政に対するニーズは複雑・多様化しています。今後ともこれらの行政需要に的確に対応して行く必要があるとともに、より一層の住民や企業・NPOとの“協働”により地域社会の課題解決に取り組むことが望まれています。

そのためには、地域社会の課題に対して横断的・総合的に対応できる体制づくりや、専門職員の確保・充実など行政機能全般の強化と日常生活圏に対応した協働体制の強化が必要となります。

また、交通や情報通信手段の発達などにともない、住民の日常生活圏は、行政区域を越えて拡大しています。そのため、都市基盤の整備や環境問題などについて、広域的な見地から隣接の市町との一体的な取り組みが必要となっています。

地域が自立し発展するため、自然環境や歴史、知恵、人材、行政が有する資源などあらゆる経営資源を最大限に発揮できるよう、住民の暮らしや産業・経済の広がりに対応できる行政の仕組みが必要になります。



(2) 新市の概況

① 位置と地勢

滋賀県のほぼ中央に位置し、北は琵琶湖、東は東近江市、南は竜王町、西は野洲市に接しています。また、琵琶湖で最大の島である沖島(沖ノ島)があります。面積は177.39km²で、滋賀県全体面積推計値(4,017.36km²)の4.4%を占めています。

市域には、北部に長命寺山、八幡山、東部に安土山、きぬがさ 織山、みつくり 箕作山、南部に瓶割山、かわり 雪野山など、標高200～400mの美しい山々があり、市域の中央部に白鳥川、東部に蛇砂川、長命寺川、山本川、西端に日野川が流れ、それぞれ琵琶湖に流入しています。



北東部に広がるラムサール条約の登録湿地である西の湖は、琵琶湖で一番大きい内湖であり、ヨシの群生地である水郷地帯は、琵琶湖八景の一つに数えられ、水と緑に恵まれた美しい景観と歴史風土に恵まれた地域です。

② 交通の状況

鉄道は、市域の中央部にはJR東海道本線(琵琶湖線)、近江鉄道が通り、JR安土駅、JR近江八幡駅、JR篠原駅の3駅は、東近江地域の玄関口となっています。

幹線道路は、市域の南側に国道8号、中央部に主要地方道大津能登川長浜線、琵琶湖岸にはさざなみ街道(湖周道路)などがあります。

③ 歴史文化

古くから農業を中心に栄えてきましたが、中世以降は陸上と湖上の交通の要衝という地の利を得て多くの城が築られました。また、織田信長の改革精神により開かれた楽市楽座は、豊臣秀次の自由商業都市の思想に引き継がれ、さらに近江商人の基礎を築きました。

このような歴史的背景から、この地域には、弥生時代の農耕集落「大中の湖南遺跡」、中世城郭を代表する日本最大の山城「観音寺城跡」、天下の名城「安土城跡」など、各時代を代表する国の史跡が点在しています。さらに近江風土記の丘、美しい水郷の風景が広がる西の湖、近江商人のまちなみなどの伝統的な建造物など、数多くの歴史遺産があり、「沙々貴まつり」や「左義長まつり」など城下町の薫り高い伝統文化が脈々と受け継がれています。

さらには、江戸と京都を結ぶ幹線であった中山道、朝鮮通信使が通った朝鮮人街道沿いにできた街道文化や景観は今日も各所で受け継がれています。



④ 人口・世帯数の状況

(ア) 人口

人口は、平成17年の国勢調査によると80,610人で、平成12年の同調査と比べると約0.1%減少していますが増減割合としてはほぼ横ばいとなっています。

過去の推移をみると、高度経済成長にともない昭和45年以降に急激な人口増加が始まりましたが、近年は、増加傾向が鈍化し80,000人前後で推移しています。

また、年齢構成をみると、全国傾向と同様に高齢化が進み、65歳以上人口が平成7年の14.0%から平成17年の19.0%へと5%増加しています。

■国勢調査人口の推移

		近江八幡市		安土町		計	
平成7年 国勢調査	総人口	67,196		12,292		79,488	
	15歳未満	11,473	17.1%	2,257	18.4%	13,730	17.3%
	15～64歳	46,442	69.1%	8,167	66.4%	54,609	68.7%
	65歳以上	9,281	13.8%	1,868	15.2%	11,149	14.0%
平成12年 国勢調査	総人口	68,366		12,303		80,669	
	15歳未満	10,379	15.2%	1,942	15.8%	12,321	15.3%
	15～64歳	46,973	68.7%	8,173	66.4%	55,146	68.4%
	65歳以上	11,002	16.1%	2,176	17.7%	13,178	16.3%
平成17年 国勢調査	総人口	68,530		12,080		80,610	
	15歳未満	9,755	14.2%	1,737	14.4%	11,492	14.3%
	15～64歳	45,679	66.7%	7,827	64.8%	53,506	66.4%
	65歳以上	12,833	18.7%	2,483	20.6%	15,316	19.0%

(総人口は、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口と一致しません。)

(イ) 世帯数

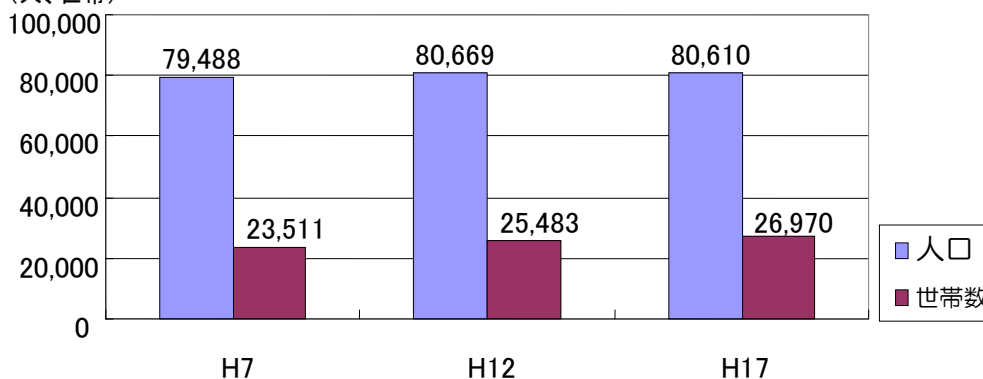
世帯数は、平成17年の国勢調査によると26,970世帯で、人口推移と同様に昭和45年以降に急増し、近年も核家族化などにより、世帯数は増加傾向にあります。

■国勢調査世帯数の推移

	近江八幡市	安土町	計
平成7年国勢調査	20,103	3,408	23,511
平成12年国勢調査	21,882	3,601	25,483
平成17年国勢調査	23,328	3,642	26,970

■国勢調査 両市町の人口・世帯数の推移

(人、世帯)





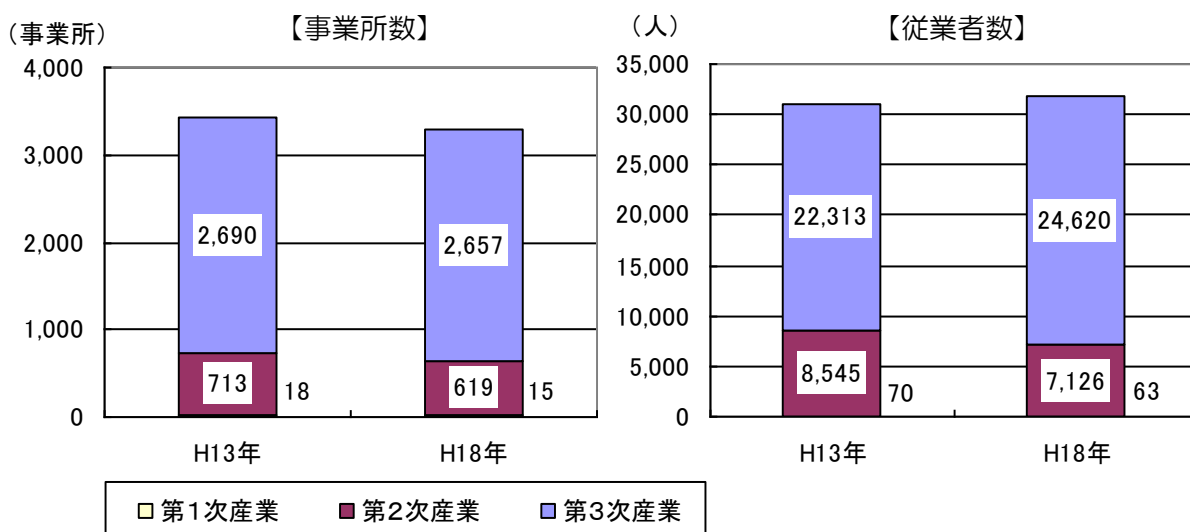
⑤ 産業の動向

(ア) 事業所数・従業者数（資料：事業所・企業統計調査）

事業所数は、平成18年で3,291事業所あり、第三次産業の事業所が最も多く、全体の約81%を占めています。次いで第二次産業の事業所が全体の約19%を占めています。

従業者数は、31,809人で、第三次産業に従事する人が最も多く、全体の約77%を占めています。次いで第二次産業に従事する人が全体の約22%を占めています。

■事業所数と従業者数の産業別構成

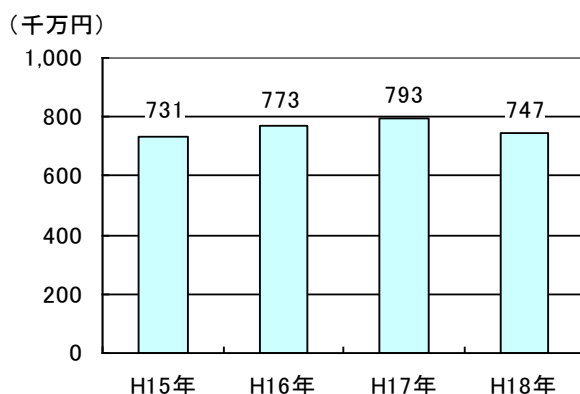


*事業所・企業統計調査では、個人経営の農林漁業者は調査対象外となっています。

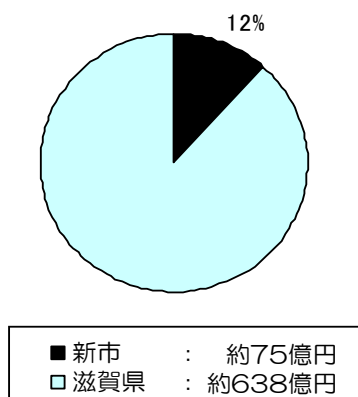
(イ) 農業・漁業（資料：農林水産統計）

農業は、北部の干拓地や広範囲に広がる優良農地を背景に、水稻、畜産などを中心として発展してきましたが、総農家数は減少を続け、平成17年では約2,700戸、農家人口は約12,300人となっています。また、農業産出額が減少しているものの、平成18年では約75億円で、県全体の約12%であり、依然として高いシェアを占めています。また、漁業は、琵琶湖の恵まれた水産資源を背景にして、県下でも屈指の地位を確保しています。

■農業産出額の推移



■農業産出額の県内割合（平成18年）

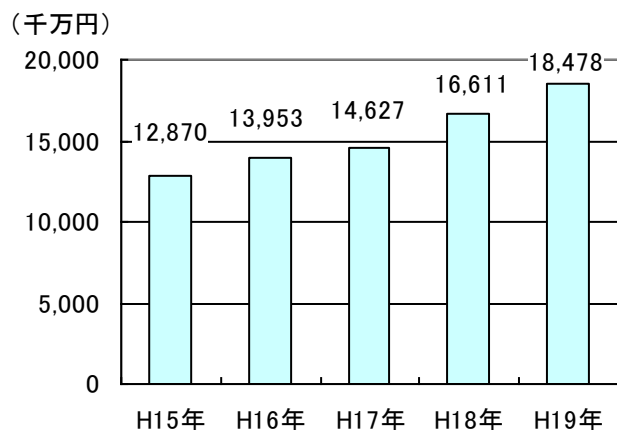




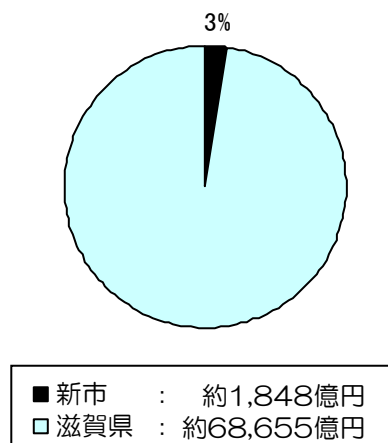
(ウ) 工業（資料：工業統計調査）

工業は、主に国道8号沿いの工業団地を中心に構成されており、平成19年の工業の事業所数は、137 事業所、従業者数は 5,567 人、製造品出荷額は約 1,848 億円となっており、製造品出荷額は県全体のうち、約 3%を占めています。

■製造品出荷額の推移



■製造品出荷額の県内割合（平成19年）

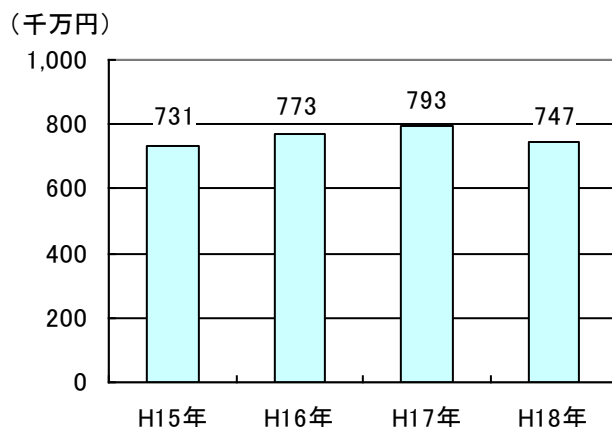


(エ) 商業（資料：商業統計調査）

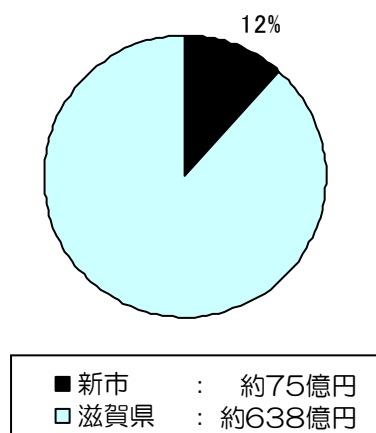
商業は古くから商人のまちとして栄えてきましたが、近年、大型店舗の進出がみられます。

平成19年では、事業所数が990 事業所で、従業者数は 7,641 人、年間販売額は約 1,790 億円となっており、販売額は県全体のうち、約 7%を占めています。

■商業販売額の推移



■商業販売額の県内割合（平成19年）

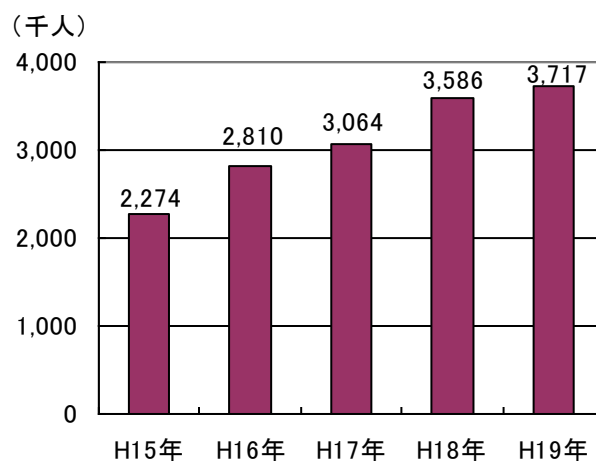




(オ) 観光（資料：滋賀県観光入込客統計調査書）

ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖や西の湖に代表される豊かな自然、近江商人ゆかりの八幡堀や重要伝統的建造物群保存地区、多くの神社仏閣や安土城跡などの歴史文化遺産に恵まれ、また、近江牛や琵琶湖の湖魚料理の一つであるふなずしなど特産物も多く、近年、この地域を訪れる観光客は増加傾向にあります。平成 19 年は、年間約 370 万人の観光客が訪れています。

■観光客入り込み客数の推移





2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

今日、国・地方を通じて極めて厳しい財政状況にあるなかで、少子高齢化の進展や国際化に伴う産業構造の変化、住民の日常生活圏の拡大、生活スタイルの多様化などを背景に、地方自治体は、地方分権への対応や専門性の確保と効率的な行政の推進などが求められています。

近江八幡市、安土町の両市町は、こうした社会情勢に対応していくため、合併により、地域の特性を活かした新たなまちづくりに取り組むことをめざしています。

この計画は、市民と行政が支え合い協働し、近江八幡市と安土町がもつ自然や歴史などの地域特性を活かしながら、両市町が一体となって、この地域で暮らす人・働く人が主役となるまちをめざすため、新市のまちづくりの基本方針を定めるものです。

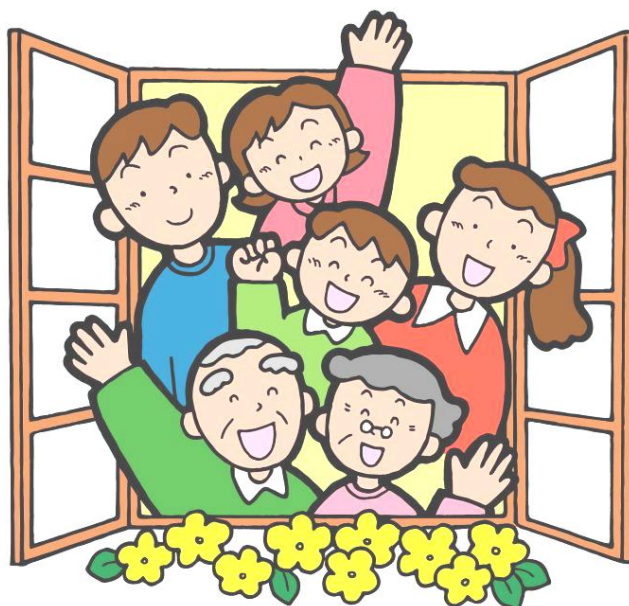
なお、具体的な内容については、新市において策定する基本構想・基本計画・実施計画などに委ねるものです。

(2) 計画の構成

この計画は、新市のまちづくりのための基本方針、その方針を実現するための主要施策および財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

この計画は、合併が行われた日の属する年度および、これに続く15年度間を計画期間とします。(平成21年度～36年度)



3. 新市のまちづくり基本方針



(1) 新市のまちづくりの理念と将来像

両市町は、琵琶湖や西の湖などの豊かな自然環境や、安土城跡、近江商人のまちなみなど、日本を代表する歴史遺産に恵まれた地域で、地理的にも歴史的にも深いつながりがあり、日常生活においては行政区域を越えて住民の交流が活発に展開されています。

このような両市町が培ってきた自然、歴史、風土、文化を最大限に活かし、この地域で“暮らす人”、“働く人”を中心に、“人”が主役となるまちづくりを進める必要があります。

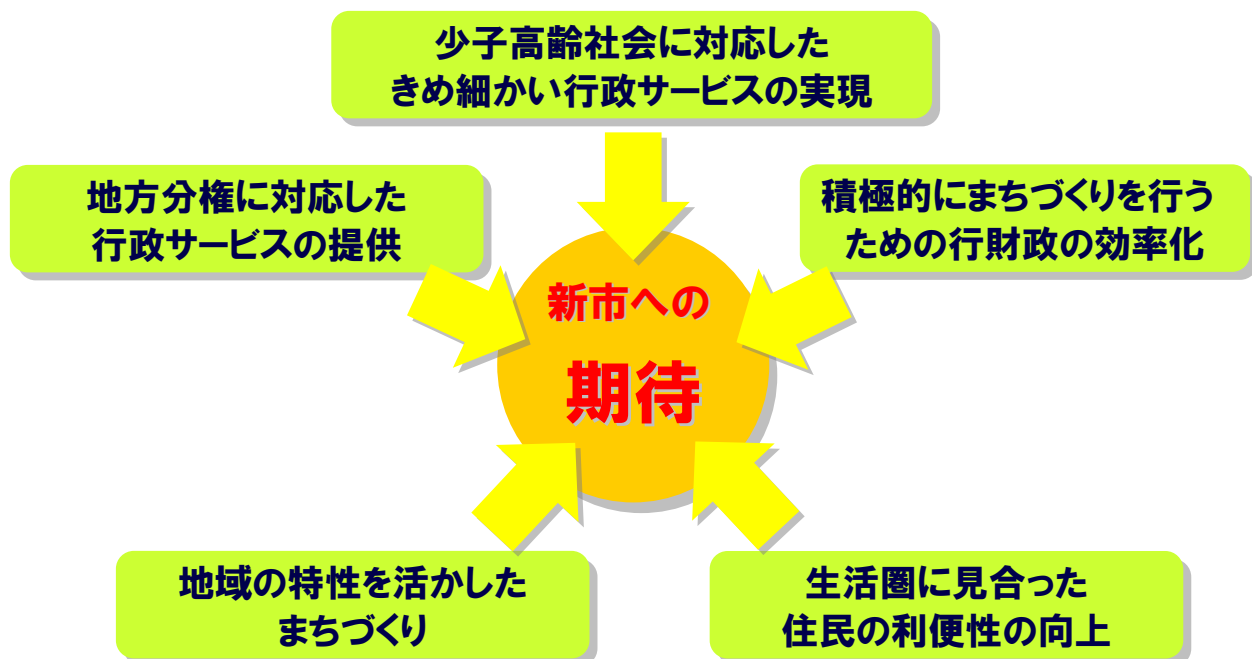
新市は、市民・企業・行政がお互いに支えあうことで、新しいまちとして成長しなければなりません。そのためには、希望と活力に満ちた将来（未来）を描ける地域社会を形成する必要があります。

このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、考え・行動することで以下のようなまちを目指します。

自然の恵み、歴史と文化に根づく「^{なりわい}生業」が広がり、
起業する活力とすべての人々が支え合える、
ぬくもり あふれたまち

(2) 新市への期待

新市においては、将来像を具体化するに際し、以下に示すことが期待されます。





① 少子高齢社会の進展に対応したきめ細かい行政サービスの実現

社会や経済の変化にともない、出生率が低下し、少子化が進んでいます。出生率の低下は高齢化率の上昇を加速させ、さらに平均寿命の伸張などにより、2020年代には4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えます。こうした少子高齢化の進展により、経済を支える生産年齢人口が減少する一方で、保健・医療・福祉などの行政需要が増大するものと予想されています。

このような少子高齢社会の行政課題に対しては、広域的かつ専門的な対応が求められることから、合併により行政規模が拡大したことによるスケールメリットを活かすことにより、高度で多様な行政サービスを提供することができます。

若い世代が安心して子どもを生み、育てられる環境をめざし、子育てに対する社会的支援を充実させるとともに、高齢者が明るく生き生きと暮らせるよう、健康と生きがいづくりのための施策などをきめ細かく展開していくことが可能となります。

② 生活圏に見合った住民の利便性の向上

交通・情報通信手段の発達や経済活動の進展、生活スタイルの多様化などに伴い、住民の日常生活圏はこれまでの行政区域を大きく越えることとなりました。

両市町は、地理的にも歴史的にも深いつながりがあり、現在も、通勤通学や買い物などで、住民相互の日常的な交流が活発に展開されています。

今後、さまざまな分野において、住民ニーズが一層高度化・多様化してくるものと考えられる中で、両市町が合併することにより住民の日常生活圏の拡大に対応した効率性の高い行政運営を進めることが可能になります。

③ 地域の特性を活かしたまちづくり

合併によって、両市町が有していた地域の歴史、文化、自然、産業、人材などを点から線へと連携させ、活用しながら、地域特性を活かした新たなまちづくりに取り組むことにより、地域の魅力向上への効果が期待されます。

とりわけ、新市の北東部に広がるラムサール条約登録湿地の西の湖周辺は、両市町の枠組みを越えた一体的な保全・整備が可能となります。

このように、合併によって、全国に誇れる歴史遺産や自然資源を活かしたまちづくりや、バランスのとれた産業構造を活かしたまちづくりが可能となります。



④ 地方分権に対応した行政サービスの提供

平成12年4月の地方分権一括法の施行を契機に地方分権が具体化するなかで、住民に身近な基礎自治体である市町村には、自らの判断と責任のもと地域の創意工夫によるまちづくりが求められています。

このような中で、政策立案能力の強化、経営センスのある人材の育成、事務処理能力の向上など、地方分権に対応できる行政体制の整備を進めていく必要があります。

合併により自治体の規模が大きくなれば、多種多様な専門性を有する行政職員により組織力が向上し、組織による課題への対応など、自立した地方行政の実現に向け、高度かつ多様な行政サービスの提供が可能となります。

⑤ 積極的にまちづくりを行うための行財政の効率化

長引く不況に伴う税収の減少や、国庫補助負担金の廃止・縮減、地方への税源委譲、地方交付税制度の見直しなど国からの財政的支援も先行き不透明な状況になっています。そのために安定した自主財源を確保するとともに、効率的な行財政運営を行える自治体としての自立が求められています。

合併により財政規模が大きくなるとともに、行政のスリム化による人件費の削減や類似する公共施設の維持管理費の削減など行政の二重化三重化の無駄を防ぎ、歳出をできるかぎり抑制することにより、柔軟な財政運営が可能となります。さらに、既存の公共施設などの活用や相互利用の促進を図ることにより、少ない公共投資でより質の高い公共サービスの充実強化が可能となります。





(3) 基本目標

新市のまちづくりの理念をもとにまちづくりの基本目標を以下のとおり設定します。

●生活環境・自然歴史・文化●

豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます

●都市基盤・交通・防災・防犯●

安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます

●福祉・保健・医療・人権●

一人ひとりが支えあい、心のかよう社会を構築します

●農業・商業・工業・観光●

暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます

●学校教育・生涯学習・生涯スポーツ●

創造性が豊かで行動力があり、未来へ通じる「人」を育みます

●協働・行政経営●

協働に基づく「地域の経営」の実践により公共サービスを広げます





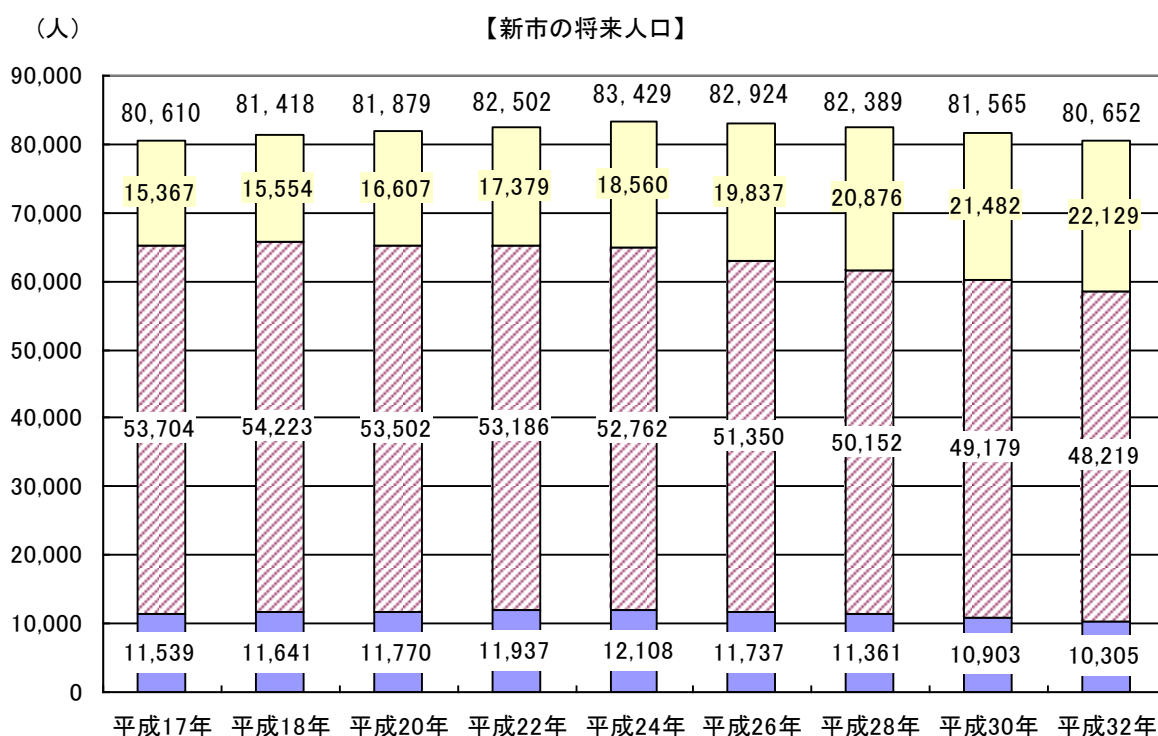
(4) 将来の人口推計

全国では、人口減少時代に突入していますが、国立社会保障・人口問題研究所のデータによると滋賀県全体では平成27年に人口のピークを迎え、それ以後、減少に転じると推計されています。

新市においては、住民登録者数に基づく平成18年（4月1日現在）の81,418人から平成21年（3月1日現在）には82,085人へと増加しています。

国勢調査人口を基本に、住民基本台帳などの推移などから今後の人口を推計すると、平成24年のピークに向け人口は増加し、その後ゆるやかな減少に転じ平成32年（2020年）には、約80,600人になるものと見込んでいます。

高齢化率についてみると、平成17年時点では、65歳以上人口比が19.1%となっていますが、平成32年（2020年）には27.4%になるものと想定されます。



*平成17年は国勢調査結果、平成18年・平成20年はそれぞれ4月1日現在の住民登録者数、平成22年以降は独自の推計値です。

□ 65歳以上
▨ 15～64歳
■ 0～14歳



(5) 都市構造

新市が、住む、働く、憩う、集う全ての“人”にとって魅力のある都市として発展するためには、両市町が一体となって地域間競争に立ち向うことが可能な基盤を整備する必要があります。

また、市街地の秩序ある開発と歴史・自然の適切な保全と活用を進め、現存する自然、歴史、行政が有する資源など、各種資源が効果的に結びつく都市を構築することが求められています。

そのため、JR3駅を中心とした生活機能集積拠点の形成とともに、歴史文化・親水環境・自然環境ゾーンなどの配置、広域・都市間・地域内の連携軸の設定を行います。

■都市の将来構図





○点

対象	概要
生活機能集積拠点	J R 3 駅を中心とした生活に必要となる都市的機能が集積しており、より一層の機能向上を図る拠点

○ゾーン

対象	概要
市街地ゾーン	生活機能集積拠点の周辺で住宅、商業などの市街地が広がっており、暮らしやすさを追求するゾーン
工業ゾーン	市南部に広がる工業など産業基盤を支えるゾーン
農業ゾーン	市街地を取り巻く農業などを中心とした農業集落と田園風景のゾーン
歴史文化ゾーン	伝統的建造物群保存地区を中心とした歴史遺産や豊かな文化の保全・活用を図るゾーン
親水環境ゾーン	琵琶湖や西の湖、八幡堀などの水辺および日野川や蛇砂川、白鳥川、山本川などの河川流域の環境保全・活用を図るゾーン
自然環境ゾーン	八幡山、 ^{きぬがさ} 織山など、点在する森林などの緑地を保全するゾーン

○軸

対象	概要
広域連携軸	広域的な連携・交流を進めるための軸 ・ J R 琵琶湖線と並んで国道 8 号や主要地方道大津能登川長浜線により構成され、京阪神方面や中京方面を視野に入れた広域的な連携・交流を進める軸
都市間連携軸	周辺都市との連携・交流を進めるための軸 ・ 近江鉄道八日市線、国道 421 号および主要地方道土山蒲生近江八幡線などによる東近江市方面との連携・交流を進める軸 ・ 主要地方道近江八幡竜王線による甲賀市方面との連携・交流を進める軸 ・ さざなみ街道（湖周道路）による湖北・湖南方面との連携・交流を進める軸
地域内連携軸	生活機能集積拠点や各ゾーン間を結び市民生活の利便性向上、訪問者の適切な誘導を進めるための軸



4. 新市の主要施策

①

豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます

①環境保全の推進

②ごみの減量と適正処理の推進

③衛生的な生活の維持・増進

④歴史・文化の振興と活用

⑤魅力的な景観形成の推進

②

安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます

①計画的な土地利用の推進

②市街地環境の充実

③交通安全対策の推進と市内の移動基盤の整備・確保

④消防・防災対策の推進

⑤防犯対策の推進

⑥消費者行政の充実

③

一人ひとりが支えあい、心のかよう社会を構築します

①福祉の向上

②医療の充実

③健康づくりの支援

④子育て支援

⑤人権文化の創造



④

暮らしを支える産業を
「人」と大きく広げま
す

①足腰の強い農業づくり

②環境に配慮した農業・農村整備の推進

③活力ある商業づくり

④魅力ある産業の振興・誘導

⑤雇用と産業を創出する企業誘致の推進

⑤

創造性が豊かで行動力
があり、未来へ通じる
「人」を育みます

①豊かな心を育む教育の推進

②生涯学習の推進

③生涯スポーツの推進

④青少年の健全育成

⑥

協働に基づく「地域の
経営」の実践により公
共サービスを広げます

①協働による公共サービスの充実

②自治コミュニティの充実・発展

③行政経営の推進



自然の恵み、歴史と文化に根づく
なりわい
「生業」が広がり、起業する活力と
すべての人々が支え合える、
ぬくもり あふれたまち



-   「歴史」と「文化」の交流・連携
-   駅や主要施設を結ぶ人のネットワークの形成
-   本庁・支所のネットワークの形成



伝統的重要建造物

JR駅の周辺整備等
移動基盤の整備



篠原駅



近江八幡駅



学校



沙沙貴神社





公共施設の充実により
日常生活の利便性が向上



学校



八幡堀



図書館



水郷地帯

西の湖



安土城跡



観音正寺



文芸の郷

市役所



安土駅



図書館



総合支所



老蘇の森

西の湖などの自然
資源や歴史資源を
一体的に保全・
整備・活用



行政経営の効率化



基本目標①:豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます

●基本方針

琵琶湖、西の湖一帯の“水と緑の豊かな自然環境”、安土城跡や観音寺城跡、八幡山城跡など日本を代表する歴史遺産や近江商人のまちなみ、織田信長の改革精神や豊臣秀次の自由商業都市の思想などに裏付けされた美しい風土を守り育て、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。



西の湖

●主要施策の取組み

① 環境保全の推進

【現状】

両市町では、河川の水質保全やヨシ群落の保全など、環境保全を進めてきましたが、ラムサール条約の登録湿地となった西の湖の保全をはじめ、既存の行政区域を超えた一体的な取組み、住民間や各団体との連携による、より幅の広い取組みが求められています。

【方針】

今後は、市民や各種団体などとの連携を一層密にし、市民一人ひとりが、環境問題（エコ問題）について考え、行動する場をつくることにより、環境の維持・向上を計画的に進め、琵琶湖や西の湖などの水質保全対策の推進や緑豊かな自然の保全、希少動植物の保護、あわせて自然環境に配慮した河川などの整備促進に努めます。

また、環境にやさしい暮らし、新エネルギーの開発を推進するとともに、自然と共生したまちづくりを推進するため、自然とのふれあい学習や環境教育を推進します。

【主な事業メニュー】

- ・新市における環境基本計画、地球温暖化防止推進計画、森林整備計画などの策定
- ・西の湖および河川などの水質保全
- ・西の湖環境保全協議会活動を始めた市民環境活動の充実
- ・ヨシ群落保全事業の実施
- ・八幡堀水質浄化事業の推進
- ・森林の持つ多面的機能の維持などの森林整備の推進
- ・新エネルギービジョンの推進

等



② ごみの減量と適正処理の推進

【現状】

これまで両市町とも、ごみの不法投棄防止のためのパトロールや地域ぐるみでごみの減量化、生ごみの堆肥化を進めるなど、ごみの適正処理、分別収集やごみ資源の減量・再資源化に努めてきました。

【方針】

旧市町で異なるごみ処理方法を調整しつつ、循環型社会の構築に向け、ごみ問題に対する意識の高揚や施設の整備を行うなど、さらなるごみの減量化や4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進、グリーン購入の推進に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における循環型社会推進地域計画の策定
- ・循環型社会構築に向けた広報・啓発活動と実践的取組みの推進
- ・（仮称）新エネルギーパーク（新ごみ処理施設など）整備事業の推進
- ・地域連携ごみ減量実践モデル事業の推進
- ・徹底したごみの分別による再資源化の推進
- ・ごみの不法投棄防止のための監視活動の推進

等

③ 衛生的な生活の維持・増進

【現状】

衛生的な生活の維持・増進、それに基づく自然環境の保全を進めるためには、適切なし尿処理、水洗化など、計画的・効率的な生活排水対策に努めています。

【方針】

今後も琵琶湖の水質保全を図るため、公共下水道や合併処理浄化槽などによる生活排水対策を進めるとともに、施設の維持管理や修繕について計画的な対応に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・効果的・効率的なし尿処理体制の検討
- ・下水道未整備地区への計画的な下水道整備
- ・効果的な合併処理浄化槽の設置整備
- ・下水道長寿命化支援制度による長寿命化計画の検討
- ・快適な生活環境づくりの推進

等



④ 歴史・文化の振興と活用

【現状】

歴史や文化を市民が身近に親しみ、生活の中で実感できる環境を育むため、埋蔵文化財をはじめとする文化財の調査や保全、観光、交流活動への利用など、恵まれた歴史・文化資源の保全・活用策の具体化が進められています。

【方針】

地域に根ざした風土を基本に、歴史遺産を活かした歴史文化都市の形成、湖畔や田園風景の保全、安土城跡などの史跡、ヴォーリズ建築に代表される伝統的な建造物やまちなみ景観の保全・整備、地域に古くから伝わるまつりや地域行事などを継承するとともに、古文書などの地域文化史料を保存・継承します。

【主な事業メニュー】

- ・新市における歴史・文化の振興・活用に関する計画の策定
- ・文化関連施設の連携による歴史文化学習や文化芸術活動の推進
- ・多様な文化芸術活動、文化団体活動の支援・国際相互理解の推進
- ・国、県との調整にもとづく文化財の整備、調査、保存の推進
- ・市史の編纂

等

⑤ 魅力的な景観形成の推進

【現状】

魅力的な景観形成に向け、重要文化的景観地区整備計画の策定、近隣景観形成協定による自主的なまちづくりの推進など、積極的な取り組みを進めてきました。

【方針】

今後も、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする、歴史的なまちなみの保全・活用を推進するとともに、市民による景観形成活動を積極的に支援します。また、新市全域において風景計画を策定するなど、良好な自然景観と都市環境の形成を推進します。

【主な事業メニュー】

- ・近隣景観形成協定をはじめとする自主的なまちづくりの推進
- ・観光施策との連携による歴史的まちなみの保存・活用
- ・重要伝統的建造物保存地区内の修理・修景事業の推進
- ・風景づくり条例にもとづく計画区域の拡大
- ・屋外広告物条例の制定検討

等



1/20 安土城模型 (安土町城郭資料館展示)



新町通り



旧伊庭家住宅



基本目標②:安全・安心な生活基盤を維持・構築し、 次世代への礎を築きます

●基本方針

安全で安心できる生活の確保と新市の均衡ある発展に向けて、生活道路や交通拠点、情報基盤の整備と確実な維持管理を行います。また、生活基盤の維持・構築を進めるとともに、防災・減災への環境整備や体制づくり、防犯への取組みの推進などを維持・構築し次世代への礎を築きます。



●主要施策の取組み

① 計画的な土地利用の推進

【現状】

都市計画マスタープランなどに基づき、計画的・総合的な市街地の形成、自然環境と優良農地の保全に努めてきました。

【方針】

今後も都市的土地利用と農業的土地利用および自然的土地利用の調和のもとに、低・未利用地の有効利用、既存市街地の活性化、雇用の場の確保と地域経済の活性化のための市街地の拡大など、計画的な土地利用を推進します。

【主な事業メニュー】

- ・新市における国土利用計画、都市計画マスタープランの策定
- ・自然の保全、優良農地の保全と市街化区域拡大との調整検討
- ・地域地区、用途地域の見直し検討

等



② 市街地環境の充実

【現状】

都市計画法に基づく地域地区制度の運用、市街化区域内低・未利用地の有効利用促進など計画的な市街地整備に取り組んできました。

【方針】

既存市街地については、土地の有効利用や都市環境の向上をはかるため、整備をすすめるものとし、未整備地域については、土地区画整理事業、地区計画制度などによって秩序ある市街地の形成を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・ 地区計画制度の活用による適切な開発誘導
- ・ 市街地開発への民間活力の誘導
- ・ 公営住宅の適切な維持管理の推進

等

③ 交通安全対策の推進と市内の移動基盤の整備・確保

【現状】

交通安全意識の向上のための普及啓発や人にやさしい歩行空間の整備などの交通安全対策に取り組むとともに、都市計画道路をはじめ、生活道路の整備や維持管理、市民バスの運行などを行い、市内の移動基盤の適切な確保に努めてきました。

【方針】

交通事故のない安全で安心な環境を実現するため、交通安全施設の整備・充実を図るとともに、高齢者から子どもまで各年齢層に応じた交通安全教育などの啓発活動を実施し、さらなる交通安全意識の高揚を図ります。

また、交通施設のバリアフリー化の視点も踏まえ、ＪＲ駅周辺の整備により交通拠点施設の整備を推進するとともに、交通網の強化を図り、公共交通の利便性を高めます。

さらに、災害時の速やかな対応や住環境の改善を図る生活道路の整備、地域間の連携・交流を深める地域幹線道路の整備を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・ 歩道の拡幅やフラット化などバリアフリーに配慮した施設整備の推進
- ・ カーブミラー、ガードレール、道路照明などの交通安全施設の計画的な整備の推進
- ・ 交通安全対策会議や交通指導員の充実、民間ボランティア団体の育成・支援
- ・ 幼児教育、学校教育や社会教育などにおける段階に応じた交通安全教室の推進
- ・ ＪＲ安土駅、ＪＲ篠原駅の周辺整備
- ・ 交通施設のバリアフリー化の推進
- ・ 市民バスの路線拡大の検討
- ・ 都市計画道路の総合的な見直し検討
- ・ 地域幹線道路の整備

等



④ 消防・防災対策の推進

【現状】

防災備蓄品の備蓄体制の構築、自主防災組織の支援など消防・防災対策を推進してきました。

【方針】

より一層、災害時の減災につながる備えを強化するため、地域防災計画を策定し、消防・防災設備の充実や自主防災組織の強化育成、公共施設および住宅の耐震化の促進に努め、災害に強いまちづくりを推進するとともに、防災拠点として安全で安心な庁舎整備を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・自主防災組織の育成、拡充
- ・非常備消防の充実
- ・地域における防災訓練の自主的実施の促進
- ・一般住宅・避難所施設の耐震化の支援・推進
- ・消防防災拠点整備事業の推進
- ・災害時の初期段階対策用食糧などの備蓄の推進
- ・災害時要援護者支援計画の策定
- ・公共施設の耐震化の推進
- ・災害時対策計画の策定
- ・防災拠点としての庁舎整備

等

⑤ 防犯対策の推進

【現状】

携帯電話のメール機能を活用した不審者情報の提供など、地域における防犯活動を推進してきました。

【方針】

地域に根ざした犯罪に強いまちをめざし、「なくそう犯罪」滋賀総ぐるみ運動を推進し、防犯灯など生活の安全を確保するための環境整備に努めるとともに、市民・事業者・行政が連携を図りながら、自主防犯組織を育成・支援し、自主防犯意識の高揚を図り、地域自衛型防犯システムを構築します。

【主な事業メニュー】

- ・「まちの常夜灯」を中心とした地域自衛型防犯システムの構築
- ・防犯パトロールなどの地域防犯活動の推進
- ・防犯情報共有のためのネットワーク化の推進
- ・安全で安心なまちづくり協議会などを中心とした啓発活動の実施
- ・メール配信などによる子ども安全情報の提供

等



⑥ 消費者行政の充実

【現状】

安全で豊かな消費生活を実現するため、消費者保護、消費生活相談、消費生活情報の提供などに取組んできました。

【方針】

今後も、安全で豊かな消費生活を実現するため、啓発活動の推進と消費者相談窓口などの体制の充実に努めます。

【主な事業メニュー】

- 相談時間の延長や相談員の増員など消費生活相談体制の充実
- 広報やケーブルテレビ、出前講座の開催などによる消費者啓発の充実

等





基本目標③:一人ひとりが支えあい、心のかよう社会を構築します

●基本方針

少子・高齢社会が進むなか、市民が心身ともに健康な生活をおくれるように、保健・医療・福祉・教育・就労における組織の連携を強化し、一人ひとりが支えあい、安心して暮らせる心のかようまちづくりを進めます。



●主要施策の取組み

① 福祉の向上

【現状】

高齢者福祉としては、介護認定審査会を共同で行うなど介護保険制度の適切な運用、独居老人又は高齢者世帯への配食サービスの実施を行ってきました。障がい者福祉としては、能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう共同作業所への補助、社会福祉法人との連携などを行ってきました。

また、福祉の総合相談窓口の設置に向けた取組みを進めています。

【方針】

介護保険をはじめ両市町でのサービスの違いを調整するとともに、年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が平等に社会の一員として生活をおくることのできるまちづくりを進めます。保健・医療・福祉に関わる総合的な地域ケアシステムの構築、地域単位での保健・福祉活動を促進する地域福祉計画の策定、高齢者の健康の保持増進と生きがい形成、障がい者(児)の自立支援や社会参加の支援など、各種の福祉サービスの充実に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における地域福祉計画・障がい者(児)福祉計画などの策定
- ・子育て、教育、療育、医療、就労などの支援、一元化の検討
- ・高齢者見守りネットワークの充実
- ・地域資源を生かした就労の場の創出
- ・ひとり親家庭の自立に向けた支援

等



② 医療の充実

【現状】

東近江地域の中核病院である「近江八幡市立総合医療センター」を開設し、救命救急センターの設置をはじめ高度な医療の提供に努めてきました。

また、国民健康保険や福祉医療制度・後期高齢者医療制度の運営に努めてきました。

【方針】

市民の多様な医療ニーズに対応できるよう、体系的な医療提供体制の整備を促進し、医療機関の機能分担と相互の連携による地域医療のネットワーク化をはかります。あわせて、医療機関、保健・福祉関連施設などとの連携のもとに切れ目のない医療サービスの提供体制の確立に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・見える医療提供とチーム医療の推進
- ・地域医療（病院・診療所間、病院間）の連携の推進
- ・近江八幡市立総合医療センター病院改革プランの推進

等

③ 健康づくりの支援

【現状】

健康教育や食生活の改善指導、各種の健康診断の受診率の向上、ボランティア活動の積極的な支援など、総合的な健康づくりに取り組んできました。

【方針】

病気にならず、元気に過ごせる環境をつくるため、保健・医療・福祉が一体となった体制を整えるとともに、市民の体力づくりの推進や健康保持・増進を目的とした交流の場の提供、介護予防の充実など市民が相互にふれあい、支えあえる環境づくりを進めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における食育推進計画の策定および推進
- ・乳幼児から高齢者に至るまでライフステージに応じた健康づくりの推進
- ・市民との協働による健康づくり推進体制の構築
- ・健康診査定期受診率の向上の促進

等



④ 子育て支援

【現状】

就学前の親子の地域での交流促進、学校放課後の適切な遊びを提供する放課後児童クラブの開設など、核家族化や共働き家庭の増加に対応した子育て支援策を展開して来ました。

【方針】

子ども達をまちの宝として地域ぐるみで育てるため、子育てに関する学習活動や悩み相談などの体制・仕組みづくりを進め、子どもを産み、育てる喜びを感じることができるまちをめざします。

【主な事業メニュー】

- ・地域における子どもの健全な居場所づくりの推進
- ・地域ぐるみの子育て・子育て支援の体制づくり
- ・親の社会参加を支援する保育サービスの推進
- ・親としての意識啓発推進・学習機会の提供
- ・子どもに関する総合相談窓口の充実
- ・幼児教育と保育の一体的提供の推進
- ・庁舎整備にあわせた、子育てに関するワンストップフロアサービスの整備等

⑤ 人権文化の創造

【現状】

男女共同参画社会の実現をはじめ、子ども・高齢者・障がい者などに係る全ての人権問題への対応を進め、日々の生活で全ての人が人権尊重を実践することに努めてきました。

【方針】

さらなる人権尊重の推進のため、国際的な視点や地域の実情に即して、行政の関係部署が連携した対応を進めるとともに、市民一人ひとりが人権問題に主体的に関わり課題解決に向け実践していく「人権文化」の創造に努めます。

また、男女が共に個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、あらゆる分野で共同参画できる社会の構築に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・各分野との連携・調整による人権意識の向上
- ・男女共同参画社会推進員の充実

等





基本目標④：暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます

●基本方針

農業・商業など地域経済を支える産業について、担い手・後継者の育成や雇用機会の創出などにより、これら産業の維持発展をめざします。また、大都市への近接性、豊かな生活環境など、立地特性を活かした新たなビジネスの起業と育成や、自然・歴史文化資源を活かした滞在型観光圏の形成を図ります。



●主要施策の取組み

① 足腰の強い農業づくり

【現状】

地域農業の活性化と農業の安定経営のため、農業振興団体の支援、担い手育成などを行うとともに、「水郷ブランド農産物」「豊浦ねぎ」「安土ねぎ」といった地域の農産物のブランド化など特色ある農業の展開を支援してきました。

【方針】

農地の集約化と効率化による経営安定化を進めるとともに、地域の他の産業分野との連携による高品質で付加価値の高い農産物の生産・供給体制の確立、環境こだわり農産物の生産など地域特性を活かした農漁業の振興や地産地消システムの構築などに積極的に取り組みます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における水田農業ビジョンの策定
- ・集落営農組織の特定農業法人化へのステップアップを推進
- ・担い手・後継者の育成と経営の安定化の推進
- ・農業産出額の増加となる特色のある農産物生産の検討
- ・特色ある農産物のブランド化の推進および市場への普及促進
- ・地産地消を推進するための拠点施設の整備
- ・地産地消を目的とした「食育」の推進

等



② 環境に配慮した農業・農村整備の推進

【現状】

優良農地の保全や農村環境の向上をめざして、地域住民・自治会などによる地域ぐるみの農地・水・環境保全に関する共同活動や環境こだわり農業の普及にかかる営農活動支援に取り組んできました。

【方針】

食の安全や自給率向上、環境問題などへの関心が高まるなか、優良農地を良好な状態で保全するとともに、水質・生態系などの自然環境の保全や美しい景観の形成といった環境に配慮した生産基盤の整備を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における農業振興地域整備計画、農村振興基本計画の策定
- ・農村環境に配慮した生産基盤整備の推進
- ・優良農地の維持・保全の推進
- ・都市と農村との交流・連携の推進
- ・土地改良施設の効果的・効率的な維持管理の推進

等

③ 活力ある商業づくり

【現状】

地域活性化や高齢者などの市民の利便性確保のため、空き家・空き店舗の活用に向けた借り手と貸し手のマッチング支援など「ものづくりビレッジ」構想を推進してきました。

【方針】

市民の暮らしに密着し、地域の特性を活かした魅力ある商業の再生・振興を図るとともに、勤勉・質素倹約・信用を基本に全国で活躍した「八幡商人^{あきんど}」の伝統と精神を活かす機会を創出することにより活力ある商業をめざします。

【主な事業メニュー】

- ・「八幡商人^{あきんど}」の育成支援
 - ・魅力ある商店街への再生・振興
 - ・「ものづくりビレッジ」構想の推進
- 町家再生ネットワークの設立支援
空き町家バンクの設置支援
空き家・空き店舗活用者への支援策検討
町家保全・活用に向けた市民啓発の推進

等

等



④ 魅力ある産業の振興・誘導

【現状】

地域資源を最大限活用した商工業の活性化を進めるため、各種のイベント開催やメディア活用によるPRの推進、観光推進団体やボランティアの育成支援などに取組んできました。また、商工業事業者の経営安定のため、商工団体への支援や事業者への融資などを行っています。

【方針】

生活に根ざした福祉や環境・観光産業などに対する起業化支援、既存企業に対する地域の連携支援や担い手づくり支援などを通じ、経営の安定化・生産性の向上を促進します。また、従来の産業分野の枠をこえた新たな資源の発掘・創造など魅力ある産業の誘導を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における観光振興計画、地域商業振興計画などの策定
- ・観光資源と生産者・事業者とのネットワーク化による産業おこし支援
- ・農商工連携による新商品開発などへの支援
- ・地域内産業の振興のための環境整備

等

⑤ 雇用と産業を創出する企業誘致の推進

【現状】

企業の事業拡大ニーズや土地利用上の制約を踏まえ、企業立地促進法に基づく地域産業活性化の検討を進めてきました。

【方針】

雇用の促進につながる加工組立型業種、地域の特性を活かした農林水産業関連企業、新たな産業おこしに寄与する企業などを中心に、集積を図るよう企業誘致活動を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・土地利用計画の検討
- ・企業誘致活動の推進

等





基本目標⑤:創造性が豊かで行動力があり、 未来へ通じる「人」を育みます

●基本方針

次代を担う子どもたちが高い志を抱き、豊かな情操を育み、健全な心身の育成を図るため、自然・歴史・文化の学習活動を通じて、豊かな人間性を育みます。また、すべての人が住んでいてよかったと実感できるまちづくりに向けた生涯学習の場づくりを推進します。



●主要施策の取組み

① 豊かな心を育む教育の推進

【現状】

安全・安心で充実した教育環境を構築するため、校舎の耐震化、通学区域の弾力化などとともに、自然とのふれあいなどの体験型学習、ボランティア学習など地域と連携した取組みを行ってきました。

【方針】

学校施設の耐震化、既存施設の維持補修と安全対策など教育施設の充実に努めるとともに、学校・家庭・地域それぞれの教育力の向上と連携、歴史や文化などの地域学習や体験学習、国際理解教育など教育内容の充実に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・通学（園）区域の弾力化の検討
- ・園・校舎の耐震化の推進
- ・学校など教育施設の充実
- ・健全な心身を育むための「食育」の推進
- ・地域事業所における職場体験学習の推進
- ・自然体験や伝統文化、郷土史などの体験学習の推進

等



② 生涯学習の推進

【現状】

インターネットによる蔵書検索機能の構築など多様なニーズに対応する図書サービスの展開、公民館における社会的課題や地域的課題に関する学習機会の確保など生涯学習の充実に取り組んできました。

【方針】

一人ひとりがその資質と能力を十分に発揮し、心身ともにより健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、図書館、公民館などを通じ生涯学習の活動や機会の充実を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・市民の自主的な生涯学習などの社会教育活動への支援
- ・中高年層の生きがいづくりへの支援
- ・読書環境の充実
- ・新市における子ども読書活動推進計画の策定および推進

等

③ 生涯スポーツの推進

【現状】

スポーツ教室の開催や普及活動の推進、各スポーツ施設の整備・維持管理に取り組むとともに、小中学校運動場の一般開放なども進めてきました。

【方針】

市民の健康・体力づくりや地域コミュニティの円滑化に向け、地域の自主的な各種スポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、スポーツ施設の整備充実、スポーツ・レクリエーション活動団体の相互交流を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・誰もが気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及、啓発
- ・スポーツを通じた体力づくりへの支援
- ・各種の教室や大会開催などへの支援
- ・自主的な地域スポーツクラブ設立の促進
- ・スポーツ・レクリエーション施設の整備充実

等



④ 青少年の健全育成

【現状】

青少年の健全育成に向けた地域における体制整備、相談機能の充実とともに、自立心と社会性を養うため子ども達の体験・交流活動に取り組んできました。

【方針】

家庭・学校・地域が一体となった青少年の非行防止などの活動を推進するとともに、良好な社会環境を形成し、次代を担う青少年の豊かな情操と健全な心身育成に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・ 少年センター・補導委員会との連携充実
- ・ 子どもリーダー研修など青少年層の育成
- ・ 地域、各種団体との連携強化
- ・ 登下校時のパトロールや子ども110番の家設置の推進
- ・ 地域活動への青少年の参画促進

等







基本目標⑥：協働に基づく「地域の経営」の実践により 公共サービスを広げます

●基本方針

地方分権時代に対応できる政策立案・人材育成・適正定員・健全財政の確立を進めるとともに、市民・企業・行政による協働の「地域経営」を実践し、公共サービスの質・量の向上を図るため、NPO、ボランティア団体や地域コミュニティ活動などの支援、企業の参画機会の構築などを進めます。



●主要施策の取組み

① 協働による公共サービスの充実

【現状】

協働のまちづくり基本条例に基づき、NPO活動の支援、NPOが自立的に活動するための技術力や組織力を高めるため、新しい公共の担い手育成に取り組んできました。

【方針】

市民がより多様で高度な公共サービスを受けることができるよう、NPO活動や公共性の高い民間企業活動など、行政の枠組みを超えた新しい公共の活動主体の育成や起業を支援します。

【主な事業メニュー】

- ・市民、NPO、民間企業、行政による協働事業の推進
- ・NPO活動の支援
- ・企業の社会貢献活動への啓発
- ・コミュニティビジネス起業家の育成

等



② 自治コミュニティの充実・発展

【現状】

各々の地域課題に的確に対応し魅力ある地域社会とするため、市民と行政の協働意識の醸成、学区におけるまちづくり活動と資金面も含めた都市内分権の推進など、自律できる自治コミュニティ形成に取り組んできました。

【方針】

自らのことは自らが治めるという、自治のあるべき姿を踏まえ、地域力を高めつつ市民主体のまちづくりを推進するため、地域単位のコミュニティ活動の充実、市民主体のまちづくりシステムの構築と活動の支援を進めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における地域まちづくり計画の策定と事業の推進
- ・学区まちづくり協議会の推進
- ・地域自治の活動拠点となるコミュニティセンターの整備の検討
- ・多世代のコミュニティ活動への参画推進

等

③ 行政経営の推進

【現状】

財政状況が悪化するなか、計画的な財政運営や財政基盤の確保、職員数の削減に取り組んできました。しかし、合併によるスケールメリットを活かし、さらに効果的・効率的な行財政運営が求められています。

【方針】

市民の視点に立った効果的・効率的な行政サービスを提供し、信頼される行政の確立に向け、市民の参画機会や透明性の確保とともに、自主自律の行政経営に求められる政策立案・人材育成・適正定員・健全財政の確立に努めます。

【主な事業メニュー】

- ・新市における基本構想（総合発展計画）の策定
- ・合併のスケールメリットを生かした効率的な行財政運営の推進
- ・公平な税などの負担と収入確保の推進
- ・民間活力の活用による効果的な事業展開の推進
- ・行政経営システムの確立
- ・産学官連携による人材育成の推進
- ・新市にふさわしい公共施設整備の検討
- ・にぎわい・交流機能を軸とした、官庁街全体の発展を見据えた新たな庁舎整備

等



5. 新市における滋賀県事業の推進

(1) 滋賀県の役割

新市の将来像の実現に向けて、市民と行政が連携して速やかな一体性の確立と新市の地域らしさを高めていくうえで、滋賀県が主体となって実施する事業の推進は不可欠です。また、県土の発展という観点からも、県との機能分担や連携を一層深め、歴史遺産の保全や道路・河川の整備、農業振興事業など、県事業の重点的な取り組みに向け、関係機関と協議・調整を進め、その事業の推進を図ります。

(2) 新市における主な滋賀県事業

◇豊かな自然、歴史、文化を守り・育て、未来に引き継ぎます

○衛生的な生活の維持・増進

- ・流域下水道事業の推進
- ・上水道供給事業の推進

○歴史・文化の振興と活用

- ・文化財の調査・保存の推進（特別史跡安土城跡、史跡観音寺城跡 他）

◇安全・安心な生活基盤を維持・構築し、次世代への礎を築きます

○交通安全対策の推進と市内の移動基盤の整備・確保

- ・幹線道路の整備（国道 477 号、県道大津能登川長浜線、県道伊庭円山線 他）
- ・歩道整備・交差点改良など交通安全・バリアフリー施設の整備（県道近江八幡守山線 他）

○消防・防災対策の推進

- ・河川の改修整備（日野川、長命寺川、三明川 他）
- ・砂防対策の推進（本谷、大岩川 他）
- ・急傾斜地崩壊対策の推進（沖島地区、円山地区 他）

◇暮らしを支える産業を「人」と大きく広げます

○環境に配慮した農業・農村整備の推進

- ・基盤整備事業の推進（経営体育成基盤整備、農業水利施設ストックマネジメント、農道整備、農地防災 他）
- ・農村環境整備事業の推進（水質保全対策 他）

※新市の基本目標、主要施策の該当する項目に整理し記載しています。

6. 公共的施設の配置計画



公共的施設の配置については、市民サービス水準の均質化に向け、市民生活に急激な変化を及ぼさないようにすることを前提として、地域の特性や地域間のバランス、既存施設の活用状態を十分配慮するとともに、一体的かつ効率的なまちづくりの視点や財政状況なども考慮しながら計画的かつ効率的に進めていきます。

なお、両市町に整備されている施設で機能的に重複していたり類似しているものについては、統合と機能分担、民間委託などの管理運営方法などを検討し有効活用に努めます。

新市の本庁舎については、現在の近江八幡市役所（近江八幡市桜宮町236番地）に置くものとします。

また、現在の安土町役場については、支所として本庁などとの情報システムによるネットワークを整備し、地域住民に最も身近な市民サービスを提供するための拠点施設とするとともに、地域の活性化や市民活動に資するよう総合的な機能を有する施設として有効に活用します。





7. 財政計画

新市における財政計画は、合併後の平成21年度から平成36年度までの16年度間について、普通会計ベース（公営企業会計、国民健康保険会計、後期高齢者医療会計、介護保険事業会計などの会計を除いたもの）の歳入・歳出の項目ごとに過去の実績、制度改正や法改正の状況を反映したなかで、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本に作成しています。

(1) 歳入

歳入の項目それぞれの前提条件は、以下のとおりです。

項目	前提条件
地方税	地方税については、過去の実績を踏まえ、現行の税制度を基本に今後の人口推移や合併後の考慮される事項を勘案し算定しています。
地方交付税	地方交付税については、普通交付税において現行制度を基本にしながら、国・地方を通じた厳しい財政状況による影響および今後の情勢を踏まえたなかで算定の特例である合併算定替など、合併に係る財政支援措置を見込みながら算定しました。また、特別交付税においては過去の実績などを踏まえながら算定しています。
国庫支出金・県支出金	国庫支出金および県支出金については、過去の実績を踏まえながら新市基本計画にて予定される事業の財政支援措置などを見込んで算定しています。
繰入金	繰入金については、歳入の不足分を補うなど年度間の財源を調整するために、積み立ててある基金から繰り入れを見込んで算定しています。
地方債	地方債については、過去の実績を踏まえながら、新市基本計画において予定される主要事業を実施するために、合併推進債などの活用も見込んで算定しています。
その他	上記以外に見込めるものとして、地方譲与税、各種交付金や地方特例交付金、分担金・負担金、使用料・手数料および諸収入などについては、過去の実績を踏まえながら算定しています。



(2) 歳出

歳出の項目それぞれの前提条件は、以下のとおりです。

項目	前提条件
人件費	人件費については、定員適正化計画による職員数の動向を反映するとともに特別職や議員の定員数を踏まえ算定しています。
物件費	物件費については、過去の実績を踏まえながら算定しています。
扶助費	扶助費については、増加傾向にある現在の状況を勘案しながら過去の実績などを踏まえ、今後の人口推移などを見込んで算定しています。
補助費等	補助費等については、各種団体へ支出している負担金や補助金、公営企業会計への繰出金など過去の実績を踏まえながら、今後の計画額を見込んで算定しています。
投資的経費	投資的経費については、過去の実績を踏まえながら新市基本計画において予定される主要事業や、その他の施設や道路などの通常見込まれる整備費を考慮し算定しています。
公債費	公債費については、既に発行済の地方債にかかる償還額を前提に、今後予定される事業、特に新市基本計画において予定されている主要事業の実施にともなう新規地方債の償還予定額に通常見込まれる経費を加算して算定しています。
積立金	積立金については、各年度における余剰金がある場合に基金へ積み立てると仮定し算定しています。
繰出金	繰出金については、下水道事業会計や国民健康保険会計、介護保険事業会計などの医療費会計へ繰り出す費用として、過去の実績や今後の人口推移などを見込んで算定しています。
その他	維持補修費については、過去の実績を踏まえるものの合併当初は増加が予想されます。そのため、施設の統廃合など合併による効果を見込みながら算定しています。また、投資および出資金、貸付金については、過去の実績を踏まえながら算定しています。



(3) 推計結果

1. 歳入

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
地方税	11,342	11,003	10,613	10,824	10,804	10,792	10,990	10,988	10,851	10,804	10,583	10,597	10,611	10,451	10,465	10,480	10,303
地方譲与税	278	259	247	243	235	225	215	225	215	210	206	202	198	194	190	186	182
各種交付金等	1,000	972	972	936	857	918	1,019	1,624	1,355	1,438	1,495	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
地方交付税	4,719	4,735	5,573	5,905	5,856	5,726	5,738	5,680	5,673	5,347	5,534	5,405	5,377	5,475	5,492	5,452	5,580
国庫支出金	2,269	4,098	4,200	3,474	3,522	4,487	5,247	7,309	6,116	4,523	5,269	4,834	4,336	4,418	4,551	4,693	4,843
都道府県支出金	1,452	1,679	2,058	2,118	1,967	1,909	2,187	2,402	2,414	2,466	2,389	2,399	2,439	2,482	2,527	2,575	2,625
分担金・負担金	394	393	331	347	372	365	364	367	377	387	398	409	418	428	437	447	458
使用料・手数料	732	729	701	735	751	777	784	799	764	766	769	749	749	749	749	749	749
財産収入	195	695	135	126	177	237	342	264	117	117	117	117	117	117	117	117	117
寄付金	102	14	18	17	11	11	137	742	9	9	9	9	9	9	9	9	9
繰入金	1,439	663	5	81	16	55	1,196	632	221	1,016	2,276	1,805	1,260	1,242	1,516	1,768	1,967
繰越金	944	964	1,426	1,706	1,236	1,219	1,065	2,141	1,093	500	500	500	500	500	500	500	500
諸収入	1,646	540	523	462	481	463	551	938	433	420	420	420	420	420	420	420	420
地方債	973	1,388	3,253	2,092	2,152	4,859	2,944	4,929	3,599	3,088	6,473	3,136	1,684	1,414	1,414	1,414	1,414
合 計	27,483	28,131	30,055	29,067	28,439	32,041	32,778	39,036	33,237	31,091	36,436	32,095	29,632	29,411	29,901	30,324	30,681

※各種交付金等は、利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・自動車取得税交付金・地方特例交付金・交通安全対策特別交付金の合計です。

2. 歳出

(単位：百万円)

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
人件費	5,173	4,832	4,813	5,014	4,701	4,715	4,428	4,571	4,500	4,532	4,637	4,351	4,427	4,383	4,451	4,519	4,519
物件費	3,306	3,748	3,481	3,556	3,671	4,136	4,433	4,620	4,307	4,274	4,273	4,273	4,301	4,301	4,301	4,301	4,301
維持補修費	103	97	114	131	135	141	153	163	173	183	194	206	218	231	245	260	275
扶助費	3,957	4,134	5,488	5,927	6,055	6,218	6,677	6,983	7,394	7,394	7,665	7,953	8,224	8,511	8,813	9,133	9,470
補助費等	4,926	4,675	2,757	2,792	2,766	2,808	2,566	3,476	2,740	2,723	2,722	2,720	2,719	2,717	2,716	2,714	2,713
投資的経費	3,029	2,412	4,330	2,436	2,421	6,279	5,429	10,673	7,226	4,688	9,539	5,172	2,035	1,375	1,375	1,375	1,375
公債費	2,801	2,837	2,633	2,594	2,395	2,204	2,182	2,242	2,125	2,386	2,413	2,410	2,667	2,760	2,811	2,805	2,789
積立金	682	809	1,510	2,413	1,961	1,186	609	1,193	336	261	260	259	258	257	256	255	254
投資・出資・貸付金	66	498	516	353	170	246	412	542	541	538	539	480	485	498	526	523	521
繰出金	2,476	2,664	2,710	2,614	2,944	3,042	3,750	3,480	3,395	3,611	3,694	3,770	3,797	3,877	3,908	3,938	3,964
合 計	26,518	26,705	28,350	27,831	27,220	30,976	30,637	37,943	32,737	30,591	35,936	31,595	29,132	28,911	29,401	29,824	30,181

※本表は歳入歳出とも各内訳により、積算しているため、内訳の集計と合計が一致しない場合があります。



(4) 用語の説明（財政計画）

歳入

○ 地方税

地方税には、市町村民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などの普通税と入湯税、都市計画税などの目的税があります。

○ 地方譲与税

課税の便宜上、国が国税として徴収した後、地方公共団体に対して譲与する税。地方道路譲与税、自動車重量譲与税などがあります。

○ 各種交付金等

各種交付金等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金があります。

○ 地方交付税

社会経済が発展するにつれ、人口や産業が特定の地域に集中していくことで地方税収入額に差が生じてきます。そこで、標準的な行政を行うための支出に比べて、地方税収入が不足する自治体に対し、その格差を埋めるための経費を国にいったん集めてから交付される税を地方交付税といいます。国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税の一定割合が地方交付税の総額となります。

各自治体の基準財政需要額（標準的な水準で行政を行うために必要な経費）と基準財政収入額（税などをどの程度確保できるか試算した額）を算定し、財源不足が生じる自治体は普通交付税として財源が補てんされます。

基準財政需要額 － 基準財政収入額 ＝ 財源不足額 → 地方交付税（普通交付税）

また、地方交付税のうち特別交付税については普通交付税で算定されない特別の財政需要に対し交付されます。

○ 国・県支出金

福祉・教育など市町村が行う特定の事業について、国と地方公共団体が経費を負担しあって仕事をする場合に、財政資金の計画的な投入やその事務を奨励する目的で、国・県から市町村に対し交付される負担金や補助金などをいいます。

○ 分担金・負担金

事業に要する経費の全部または一部をその事業の受益に応じて負担いただくものです。

○ 使用料・手数料

使用料とは、体育館や文化会館などの施設を利用した場合などに徴収する料金です。

手数料とは、住民票や印鑑登録証明などの各種証明書発行に要する経費など、提供するサービスの対価として徴収する料金です。

○ 財産収入

市町が所有する財産に係る貸し付けや売り払いによって生ずる現金収入や、基金などの預金の利息収入があります。



- 寄付金
市町に対して、無償で譲渡される金銭をいいます。用途を特定しない一般寄付と特定している指定寄付があります。
- 繰入金
他の会計や基金（貯金）から繰り入れられる資金をいい、歳入に不足を生じる場合においては、財政調整基金や減債基金といった各基金から繰り入れるなどして弾力的な財源の調整を行います。
- 繰越金
繰越金とは、決算上の余剰金で翌年度の歳入に編入された金額をいいます。
- 諸収入
諸収入とは、他の歳入科目に分類されない収入をいい、銀行を経由して中小企業者に貸し付けている貸付金の元利収入や税金などの延滞金などがあります。
- 地方債
地方債は、公共施設などの建設事業や災害復旧事業などの事業を行うために、国や銀行から資金を借り受ける借入金のことをいいます。地方債によっては地方交付税の不足分を市町が借入金で補てんするものもあります。借入れを行うことで世代間の負担の公平を図れ、計画的・効率的な財政運営を図ることができます。



歳 出

- 人件費
人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金、退職金などがあります。
- 物件費
消耗品費、通信費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料、光熱水費、原材料費など、消費的性質の経費をいいます。
ただし、１００万円以上の備品購入は、投資的経費（普通建設事業費）に含まれます。
- 維持補修費
公共施設などを維持するために必要となる修繕費などの経費をいいます。ただし、増改築などの大規模な修繕経費は投資的経費に含まれます。
- 扶助費
生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法などに基づき、現金または物品の別を問わず直接支給される経費をいいます。
- 補助費等
各種団体や行政組合をはじめとする一部事務組合などへの負担金、補助金および交付金や講師への報償費、公営企業会計への繰出金があります。
- 投資的経費（普通建設事業費）
道路や学校など公共施設の建設事業や災害復旧にかかる経費をいいます。１００万円以上の備品を購入した場合もこの投資的経費に含まれます。
投資的経費には、国庫支出金を受け実施する補助事業と地方自治体（県や市町村）の経費だけで実施する単独事業に分けられます。
- 公債費
過去に公共施設などの建設事業や災害復旧事業などの事業を行ったことにより、借り受けた地方債の元金および利子の償還額をいいます。
- 積立金
計画的な財政運営を行うためや財源の余裕がある場合において、年度間の財源変動に備え積み立てるお金をいいます。
- 投資・出資・貸付金
投資及び出資金とは、契約などに基づいて公益法人などに対し市町が出資する経費をいい、貸付金とは、条例により団体や個人に貸し付けた経費をいいます。
- 繰出金
下水道事業や農業集落排水事業などの特別会計や国民健康保険、介護保険などの医療費にかかる事業会計に対して、各会計の運営を行う上で必要なお金を繰り出す経費のことをいいます。



8. 用語解説

【ア】

●ヴォーリズ建築

明治時代に英語教師として来幡したウィリアム・メレル・ヴォーリズが設計した建築物のこと。

【カ】

●企業の社会貢献活動

企業が短期的な利潤の追求だけではなく、持続的な発展を追求し、環境、地域住民や地域社会に配慮し、社会から認められる企業へと新しい価値を生み出して行く取組みのこと。

●合併処理浄化槽

生活雑排水とし尿をあわせて処理する浄化槽のこと。

●企業立地促進法

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進などの取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤の強化を図ることを目的とし、投資減税や工場立地法の特例などさまざまな支援措置や規制緩和が受けられることを内容とした法律のこと。

●協働

住民や行政、活動団体、企業など様々な主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

●近隣景観形成協定

自治会や町内会において、建物の形や色彩、緑化などの景観形成に関する事項について、相互に協力して美しく住みよいまちづくりのためにお互いに取り決め（協定）を結ぶこと。

●グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

●コミュニティビジネス

地域の市民が主体となり、地域の資源を活用して、地域の抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じて、その活動で得た利益を地域に還元すること。

【サ】

●自主防犯組織

防犯パトロールや犯罪から守るための活動など、自主的に活動を行う組織のこと。

●生涯学習

生涯を通して、人が自己の欲求にもとづき主体的に行う学習活動のこと。

●重要伝統的建造物

文化財保護法に基づき、城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・まちなみの保存が位置づけられた建造物のこと。

●循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会のこと。

●新エネルギー

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などの再生可能エネルギーのこと。公的には「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるもののこと。

●親水環境

人が水と親しむために、河川などの水面へ降りやすくしたり、水を生かした環境のこと。

●スケールメリット

規模を大きくすることにより得られる効果のこと。規模の経済性。

●総合発展計画

地方自治法第2条第4項の規定に基づき、県・市町村が総合的、かつ計画的な行政運営を図るため、将来像、これを実現するための諸施策を明らかにするもの。新市においては、新市基本計画を踏まえ、新たに策定する必要がある。



【タ】

●地域ケアシステム

高齢者、障がい者、難病患者など、支援を必要とする方一人ひとりに専門家チームによるきめ細かい在宅サービスを提供する体制のこと。

●地域まちづくり計画

各地域が協議会などを設置し、現状や課題を整理しながら自らが取組む活動内容を明らかにする計画のこと。

●地区計画

地区の課題や特徴を踏まえ、住民と行政とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていくための計画のこと。

●地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組みのこと。

●特定農業法人

農業経営基盤強化促進法により創設された制度において、将来、農業の担い手が不足することが見込まれる地域で、地域内の話し合いでは農用地の有効利用が図られない恐れがある場合において、関係者の合意のもとに農用地の農業的利用を確保していく主体（将来的な地域農業の担い手）として、特定農用地利用規程に位置づけられた農業生産法人のこと。

【ハ】

●バリアフリー

高齢者や障がい者などが生活する上で行動の妨げになる段差などの障壁を取り去った、高齢者や障がい者などにやさしい生活空間のあり方。

【マ】

●マスタープラン

まちづくりなどの基本的な方針、進むべき方向・目標などを明らかにした中・長期計画で、自治体が策定する計画の基本となるべき計画のこと。

●ものづくりビレッジ

空き町家を保存・活用することで、住民の定住志向を高めつつ移住者の受入れを促進するとともに、商工業・教育・福祉・文化芸術などを利活用することでまちの活性化を図る取組みのこと。

【ヤ】

●優良農地

農業生産性の高い農地、集团的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地のこと。

【ラ】

●ラムサール条約

水鳥を食物連鎖の頂点とする湿地の生態系を守るため、湿原の保存に関する国際条約のこと。

●流域下水道

複数の公共下水道の下水を受けて排除・処理するための下水道で、流域幹線と終末処理場を持ち、都道府県が管理する下水道のこと。

【その他】

●4R

（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）

リフューズ

不必要なものを買わない、もらわない、断る行動のこと。

リデュース

ごみを出さないこと。「ごみの発生抑制」ともいわれる。生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らしたりすること。消費者が製品を長く使うこともリデュースのひとつ。

リユース

再使用すること。ものをそのまま再使用するという点でリサイクルとは区別される。

リサイクル

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。